



認知症とお金の管理

監修 株式会社ツクイ若橋綾（介護支援専門員）

家族や自分が認知症になったとき、お金の管理は大きな心配ごとのひとつです。

自己管理が難しくなるお金

認知症が原因で判断力が落ちていくと、高齢者を狙った詐欺や悪徳商法の被害に陥りやすくなります。

実際、一人暮らしの高齢者が介護保険を利用する事になり、関係者が出入りする事で発覚するケースも多くあります。高級羽毛布団や未開封の健康食品が部屋に積まれていたり、必要のない工事の契約をしていたり、振り込め詐欺で預金が多くなってなくなっていたというケースも。

また、預金があっても、介護リフォームの費用や有料老人ホームの入居一時金などを工面する際、認知症や身体が不自由で銀行に行けない本人に代わって、家族が通帳と印鑑を持って銀行へ行ってもお金を引き出すことができず困ったとい

うケースもあります。

知っておきたい制度やサービス

予期せぬリスクに備えるため、家族が強引にお金や通帳の管理をする方がよいと感じるかもしれません。ですが、本人の自尊心を傷つけてしまい、家族関係が悪くなることも考えられます。

できる限り自分自身で金銭管理がこなえるよう工夫をしつつ、「金銭信託」や「家族信託」、「成年後見制度」、「福祉協議会の「日常生活支援事業」」などや、その他各種金融機関の金銭管理サービスを利用するのもよいでしょう。お住まいの地域包括支援センターでも資産管理を含む介護全般の相談に応じています。お金のことを他人に相談することは躊躇してしまいがちですが、自分自身や家族の財産を守るためです。早めに情報を集めたり、準備をしておくことで心のゆとりもできてきます。



■金銭信託・家族信託

金銭信託は、銀行等に金銭を信託し、銀行等があらかじめ決められた方針に沿って、その金銭（資産）を管理・運用する商品。家族信託は、信頼できる家族に生前から資産の管理を委託する財産管理。委託された家族・親族などの側には、本人を保護する義務・責任が課せられたうえで資産管理をおこなう。

・本人の判断能力が低下していない状況での契約が必要
・それぞれの窓口は、取扱いのある金融機関等（金銭信託）、司法書士事務所や弁護士事務所（家族信託）

■成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な状態にあり、自分一人では契約等の法律行為が難しい方を家庭裁判所によって選ばれた後見人等が代理したり、必要な契約等の締結、財産を管理したりして本人を保護・支援することを目的とした制度。

・法定後見制度／判断能力が不十分になった場合に家庭裁判所に申し立てをする

・任意後見制度／将来判断能力が不十分となった場合に備えるために、本人が十分な判断能力があるうちに、自ら任意後見人を選んでおく

■福祉協議会の「日常生活自立支援事業」

認知症などで判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業。訪問1回につき実施主体が設定する料金（平均1200円程度）が掛かり、日常的な金銭管理や行政手続きの援助等の支援が受けられる。
・本人に契約の内容及び理解できる能力と利用意思が必要
・窓口は居住している市区町村の社会福祉協議会